

# 小田原市立小中学校学習用端末等賃貸借 仕様書

## 1 件名

小田原市立小中学校学習用端末等賃貸借

## 2 本件の目的

アクティブ・ラーニングの視点に立った様々な教科の学習活動において、ICT機器を効果的に活用した学習を実践する中で、情報機器や情報技術を主体的に使いこなす力を育成するとともに、児童生徒に正しい情報の扱いや情報を扱うことへの責任など、情報モラル教育を推進するために学習用端末等を賃貸すること、ならびに適切な運用支援及び機器等の保守を実施することを本業務の目的とする。

## 3 適用

本仕様書（以下「仕様書」という。）は、本物件に適用するもので、賃貸借の履行に際し、必要事項が明記されていない場合は、受注業者（以下「受注者」という。）は小田原市（以下「発注者」という。）と協議のうえ履行するものとする。

## 4 物件、数量及び仕様等

「別紙3」、「別紙4」、「別紙5」、「別紙6」、「別紙7」のとおり

## 5 賃貸借期間及び支払い方法

賃貸借期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし、支払いについては毎月の均等払いとする。

## 6 賃貸借の内容

本件の見積金額には、次の費用を全て含むものとする。

- (1) 学習用端末等のICT機器の物件費用
- (2) システム構築に係る全ての費用  
(ただし、小田原市立小中学校校内通信ネットワーク整備業務委託に含まれる費用は除く。)
- (3) 構築時の搬入・設置・据付調整費等に係る全ての費用
- (4) 賃貸借契約終了後の撤去に係る全ての費用
- (5) 本件によって発生する回線に係る全ての費用（使用料及び工事費等）
- (6) 現場調査及び提出資料作成に係る全ての費用
- (7) 運用・保守費用に係る全ての費用とし、詳細は「別紙5」のとおりとする。
- (8) ICT機器活用支援に係る全ての費用とし、詳細は「別紙6」のとおりとする。

## 7 学校に設置するICT機器の品名及び数量

次に記載したICT機器（以下、「機器」という。）を調達し、賃貸すること。

品目	数量	備考
学習用端末	5,167台	受注者が選択したOS対応の端末を整備すること。
マウス	532台	受注者が調達する学習者用端末にて使用できること。
プリンタ	72台	
プロジェクタ	190台	
プロジェクタ移動用カート	190台	マグネットスクリーンも併せて整備すること。

- (1) 学校別の設置台数については、「別紙3」のとおり
- (2) 機器の詳細仕様は「別紙4」のとおり
- (3) 納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。

- (4) サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- (5) 「別紙4」の仕様を遵守し、履行するうえで必要となる全ての諸経費・機器等についても考慮すること。

## 8 システム構築・導入

受注者が選定した機器のOSにおけるシステム全体の構築に必要な設定情報・ソフトウェアのユーザ登録等について、事前に発注者と協議のうえ、要件定義を行うこと。

### (1) 設計

#### ア 基本設計

提案に基づき、発注者との入念な打ち合わせを行い、各環境整備に必要な機器構成・仕様、論理構成、ソフトウェア構成等の基本設計を行うこと。

#### イ 詳細設計

各環境整備にかかわる機器設定、ソフトウェア設定、各種設定等の詳細設計を行うこと。

### (2) 構築・導入

ア 提案に基づき、調達するサーバー、ICT機器、ネットワーク機器の構築、ソフトウェアのインストール、環境設定を行うこと。(提案により不要となる項目、機器等は除く。)

イ 提案に基づき、構築するサーバーは、データセンターおよび学校の指定場所に設置すること。

(提案により不要となる機器等は除く。)

ウ 既存「校務系ネットワーク」保守受託業者と協議のうえ、必要に応じてデータ移行を行うこと。なお、データ移行完了確認後のデータ不備に関する責任に関しては、受注者に一切責任を追及しない。

エ 令和4年度に4,450台程度、令和5年度に4,450台程度の整備を予定している本業務とは別契約で調達する学習用端末において、本調達で導入される校内LAN、インターネット回線、各種サーバー及びプリンタ等のICT機器、ソフトウェアを支障なく利用できるよう別途調達する学習用端末導入業者と連携し、システム全体の調整および動作確認を行うこと。

オ 授業において児童生徒用端末を教職員端末から管理できるシステムを構築すること。

### (3) イメージ配信管理サーバー設定 (OSをWindowsに選定した場合)

OSのアップデートや端末の一斉設定変更に加え、イメージ配信管理サーバーを用いた一斉メンテナンス環境を構築すること。

ア 学校ごとのクライアント端末のイメージを、イメージ配信管理サーバー上に保存すること。

イ イメージ配信管理サーバーの管理対象は、学習用端末14,100台を想定すること。

ウ 学校ごとに組織化されたクライアント端末のイメージを一斉更新できるようにすること。なお、一斉更新のためのイメージ更新用の学習用端末は、受注者の負担で用意すること。

エ イメージ配信管理・環境復元ソフト用いて、OSの大型アップデートを配信できる環境を構築すること。

オ イメージ配信管理・環境復元ソフト用いて、任意のアプリケーションを可能な限り配信できる環境を構築すること。

カ 管理対象となる学習用端末は、再起動時に環境復元されるよう設定すること。

#### (4) バックアップ

##### ア 取得要件 (OSを Windows に選定した場合)

- (ア) 導入時にフルバックアップを取得し、その後日次で増分バックアップを取得すること。
- (イ) バックアップはデータ損失に備えて、取得可能とすること。
- (ウ) バックアップアーカイブ破損リスク軽減のため、バックアップは2セット取得する。
- (エ) ファイルを復元できるよう設定すること。

##### イ その他アプリケーション固有のデータについてはメーカー指定の方法にてバックアップ用ストレージにバックアップを取得すること。

##### ウ バックアップしたデータは、必要時に速やかに復旧可能とすること。

##### エ 賃貸借開始前までにリストアテストを実施すること。

##### オ システムデータの損失防止および、障害時における迅速なリカバリーを行うため、リストア手順書を作成すること。

#### (5) クラウド環境

##### ア 概要

- (ア) セキュリティを担保したクラウド環境を構築すること。内容については、発注者と十分協議すること。
- (イ) 提供される各システムがパブリッククラウド上で提供・利用されるものであること。
- (ウ) クラウド環境の構築に伴いハードウェア・ソフトウェアライセンスの購入が必要な場合は費用に含むこと。ただし、本事業での調達は、本事業で整備する端末台数分とする。
- (エ) 最大 14,100 人ユーザを想定すること。

##### イ 端末・アカウント管理

- (ア) セキュリティを担保した端末・アカウント管理を実現すること。内容については、発注者と十分協議すること。
- (イ) アカウントの追加・削除・変更、児童生徒と担当教員のグルーピングの変更、アカウントに対するアクセス権限の設定、児童生徒の写真や成果物の削除・移動などが効率的に実施できること。
- (ウ) 最大 14,100 人ユーザを想定すること。
- (エ) その他、疑義等が発生した場合は、その都度、発注者と協議すること。

#### (6) ネットワーク整備

##### ア ネットワーク回線

##### (ア) 概要

各学校から直接インターネット (クラウド) に接続すること。ただし、管理上、必要なサーバー (以下、「センターサーバー」という。) を設けることも可とする。各学校からのネットワーク回線は帯域保証や信頼性のあるギャランティ型サービス (1Gbps 程度)、もしくはストレス無く利用することができる帯域保証のないベストエフォート型サービス 最大 1Gbps にて接続すること。

ただし、校内における接続端末数を考慮して、回線を選択すること。

##### (イ) インターネット接続用回線

- a 最大 1Gbps 以上のベストエフォート回線またはギャランティ回線とすること。
- b 一般的なネットワーク機器が直接接続可能なインターフェースを有すること。
- c インターネット接続に必要な契約を行うこと。

- (ウ) センター回線（センターサーバーを設ける場合）
  - a 最大 1Gbps 以上のベストエフォート回線またはギャランティ回線とすること。
  - b 一般的なネットワーク機器が直接接続可能なインターフェースを有すること。
- (エ) 各学校用回線（センターサーバーを設ける場合）
  - a 最大 1Gbps 以上のベストエフォート回線またはギャランティ回線とすること。
  - b 一般的なネットワーク機器が直接接続可能なインターフェースを有すること。

(7) ソフトウェア

ア 基本要件

- (ア) 本調達において整備するハードウェア、ネットワークで使用可能であること。
- (イ) 賃貸借期間中のメーカーサポートを受けられること。
- (ウ) 原則として調達時点における最新バージョンであること。

イ 数量（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

(ア) 台数による場合

- a 5,167 台

(イ) ユーザによる場合

- b 14,100 ユーザ

※発注者は学習用端末を令和4年度（4,450 台予定）及び令和5年度（4,450 台予定）に整備予定であるが、この整備台数に対するソフトウェアのライセンス料等については、本事業に含めないものとする。ただし、令和3年度から 14,100 ユーザが運用するので、ユーザ単位でのライセンス料等が必要な場合は、その経費については、本業務の見積り額に反映させること。

ウ 仕様

「別紙7」のとおり

## 9 搬入・設置及び設定

(1) 搬入・設置

- ア 搬入・設置に係る要件については、発注者及び各学校と協議のうえ進めること。
- イ 搬入・設置作業において、学校施設及び什器・備品等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。破損等があった場合は、発注者及び各学校と協議のうえ、受注者の費用負担にて全て対応すること。
- ウ 導入機器には、発注者が指定する名称、番号、導入日、リース期間等を記載したテプララベルを貼り付けること。また、リース企業名、連絡先を記載すること。
- エ 機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受注者が撤去し、適切に処理すること。

(2) 設定

- ア 学習用端末について、無線アクセスポイントを利用し校内通信ネットワークに接続できるよう設定すること。
- イ 学習用端末について、校内通信ネットワークを通じてインターネットに接続できるよう設定すること。
- ウ 学習用端末から本調達で導入するプリンタで印刷できるよう設定すること。
- エ 賃貸借開始前までに、各ソフトウェアを利用できる状態にすること。

- オ ウイルス対策ソフトによりセキュリティを確保するために必要な設定を行うこと。
- カ セキュリティを確保するため、発注者と協議のうえ、クライアント等の利用上の制約設定を行うこと。
- キ その他、端末に必要な設定は発注者と協議のうえ、実施すること。
- ク 搬入時にOS等の最新のセキュリティパッチを設定すること。
- ケ 本業務で行った設定により既存機器等に不具合が生じた場合、障害発生の原因究明・調査に受注者の費用負担にて協力すること。また、原因究明・調査の結果、障害発生の原因が本業務の設定により生じたものである場合は、復旧に係る全ての費用を受注者にて負担すること。
- コ 既存「校務系ネットワーク」を停止させる必要がある場合、影響範囲等について理由を説明のうえ、事前に発注者と協議し影響を最小限に抑えること。
- サ 各機器の設定完了後、正常な動作を確認すること。

## 10 提出書類

次の表に記載された資料を各提出先に提出すること。

No.	提出資料	提出先	備考
1	ICT 機器一覧表（電子媒体）	発注者	
2	機器の取り扱い説明書・付属品	各学校	
3	納入機器等の保証書	発注者	
4	回線情報の一覧	発注者	
5	ネットワークの構成図（論理、物理）	発注者	
6	ネットワーク機器の設定情報	発注者	
7	ルーティングポリシーとその設定が記されたネットワーク 図	発注者	ルーティングポリシーを構成する場合
8	VLAN 構成図	発注者	VLAN を構成する場合

## 11 その他

- (1) 本物件を円滑、安全、かつ適切に履行するため、受注者は、各学校との信頼構築・維持に努め、万全な体制で本物件の履行にあたること。
- (2) 受注者は、関係法令及び条例を遵守するとともに、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解したうえで、経験豊富かつ業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、正確丁寧に本物件の履行にあたること。
- (4) 受注者は、本物件の履行に際し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (5) 協議内容については、受注者側で打合せ記録簿を簡潔に作成すること。
- (6) 本仕様書に基づく契約内容について一部でも再委託する場合は、予め発注者の承諾を得ること。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、承諾を必要としない。
- (7) 本仕様書に基づく契約内容の実施により知り得た各種情報については、その取扱いを厳重に行い、第三者に漏洩することのないようにすること。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (8) 学校施設内での作業については、発注者の担当職員及び学校側関係者と打ち合わせのうえ、日程調整を行うこと。各学校との作業日程等の詳細な調整は、受注者が行うこと。
- (9) ネットワークの設計等については、情報セキュリティの確保に向けて、「教育情報セキュリティ

ポリシーに関するガイドライン」(令和元年12月版 文部科学省策定)を順守すること。

- (10) 本契約が終了した場合、原則として、機器(ネットワークおよび電源ケーブルを含む)を速やかに引き取ること。なお、引き取りに要する費用は受注者の負担とする。発注者から要請で物品を残置する場合は協議に応じること。
- (11) 賃貸借終了後、各機器に内蔵されているハードディスク等のストレージについては、データの痕跡を残さないよう消去すること。消去作業については、ハードディスク等のストレージの物理的破壊もしくはデータの上書き等によるデータの消去を速やかに行い、証明書を提出すること。